

# 市からの連絡帳

7月は、固定資産税・都市計画税第2期の納期です。  
～納付には、便利な口座振替を～  
▶納税課 ☎042-460-9831

## 税・年金

### 市税・国民健康保険料の休日納付相談窓口

時 7月10日(土)・11日(日)  
午前9時～午後4時  
場 田無庁舎  
●市税・納税課(4階)  
●国民健康保険料…保険年金課(2階)  
※電話または窓口で相談可  
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など  
▶納税課 ☎042-460-9832  
▶保険年金課 ☎042-460-9824

### 家屋調査(新築・増築・改築分)にご協力を

下記の期間中に新築・増改築などをした家屋は、令和4年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。  
対 令和3年1月2日～令和4年1月1日に新築・増改築などをした家屋  
□調査内容  
家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井など)および住宅設備(風呂・トイレなど)を調査します。  
※職員は事前の検温、マスク着用などを行い、徴税吏員証などを携帯して伺います。  
□調査日時  
家屋の所有者に事前に書面でお知らせします。書面が届きましたら、資産税課へご連絡ください。  
▶資産税課 ☎042-460-9830

### 認定長期優良住宅の固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅の固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。  
□要件 ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●令和3年1月2日～令和4年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●令和4年1月31日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出  
□減額範囲 居住部分の床面積120㎡まで  
□減額期間  

住宅の種類	減額期間
3階建以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年度分
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年度分

  
□必要書類 ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)  
申 市職員による家屋調査の際に、認

定長期優良住宅であることをお申し出ください。  
▶資産税課 ☎042-460-9830  
**国民年金保険料納付案内業務の民間委託**

日本年金機構では国民年金保険料を納め忘れていた方に対する電話や文書、戸別訪問による納付案内、免除申請、その他口座振替などの案内を民間事業者へ委託しています。  
□委託業者  
(株)アイヴィジット・東洋紙業共同企業体(令和3年5月から)  
※訪問時には日本年金機構が発行した顔写真付き身分証明書を提示します。  
※委託業者は、現金や年金手帳・通帳などを預かることはしません。また、ATM操作を指示して振り込みをお願いすることもありません。不審な点がありましたら、問へご連絡ください。  
問 日本年金機構 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411(ナビダイヤル)  
▶保険年金課 ☎042-460-9825

## 届け出・保険

### 国民健康保険加入者の出産育児一時金・葬祭費の支給

□出産育児一時金の支給  
国保加入者が出産したときに支給されます。医療機関へ支払われる直接支払制度や受取代理制度があり、利用する場合は、出産前に医療機関と契約を交わすことで、出産後の申請は原則不要となります。 ※直接支払制度を利用して出産費用が一時金を下回る方や直接支払制度などを利用しない方は申請が必要です。  
持 ●保険証 ●世帯主名義の口座情報 ●直接支払制度合意文書 ●出産費用明細書 ●マイナンバーの分かる書類  
□葬祭費の支給  
国保加入者が死亡し、葬祭を行った場合に喪主の方に一律5万円が支給されます。  
□申請期間 葬儀を行った日の翌日から2年間  
持 ●保険証 ●喪主名義の口座情報 ●会葬礼状または葬儀の領収書(いずれも喪主の名義が分かるもの)  
※郵送希望の方は事前にお問い合わせください。  
場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)  
▶保険年金課 ☎042-460-9821

### 後期高齢者医療制度加入者の葬祭費支給

後期高齢者医療制度の加入者が死亡した場合、遺族(喪主)の方へ葬祭費の助成を行っています。  
対 東京都後期高齢者医療広域連合が保険者で保険者番号が「39132295」の方の遺族(喪主)  
持 ●保険証 ●喪主名義の口座情報 ●会葬礼状または葬儀の領収書(いずれも喪主の名義が分かるもの)  
※郵送希望の方は事前にお問い合わせください。  
□助成金額 5万円  
□申請期間 葬儀を行った日の翌日から2年間  
※申請後、2カ月程度で振り込みます。

決定通知は申請者(喪主)へ郵送します。  
※詳細はいきいきネットHPをご覧ください。  
▶保険年金課 ☎042-460-9823

### 介護保険訪問看護利用者負担軽減認定の申請

低所得者を対象に、介護保険における訪問看護の利用者負担(1割負担)の25%を軽減します。  
□7月1日(休)から令和3年度(8月～令和4年7月)の受付開始 ※世帯全員が住民税非課税などの要件があるため、事前にお問い合わせください。  
持 ①介護保険訪問看護利用者負担軽減対象認定申請書 ②収入および預貯金申告書(世帯全員の預貯金通帳のコピーを添付) ③資産および扶養の有無に関する申告書  
▶高齢者支援課 ☎042-420-2813

## 福祉

### 介護保険負担割合証を送付します

介護サービスの利用者負担の割合(1割、2割または3割)が記載された「介護保険負担割合証」の有効期限は7月31日(土)です。対象者には、更新した負担割合証を送付します(申請は不要)。介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスをお使いの際に担当のケアマネジャーやサービス事業者へ提示してください。  
※新型コロナウイルス感染症の関係で確定申告が遅れた方は、内容により、後日負担割合が変わる場合があります。  
□発送日 7月中旬  
□対象者 要介護・要支援認定をお持ちの方(総合事業の事業対象者を含む)  
▶高齢者支援課 ☎042-420-2813

### 「介護保険と高齢者福祉の手引き」(改訂版)を7月上旬から全戸配布

4月からの介護報酬改定を踏まえ、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを円滑に利用するための情報を掲載しています。  
□7月12日(月)から下記でも配布  
高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)・出張所・各地域包括支援センター  
▶高齢者支援課 ☎042-420-2816

### 入院期間中の紙おむつ代の助成申請

紙おむつの持ち込み不可の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている高齢者の方などに助成を行います。  
□対象期間 3月1日～6月30日入院分  
□助成金額 月ごとの紙おむつ代の実費金額(上限月額4,500円)  
□対象者 次の全てに該当する方  
①入院期間(上記対象期間)中に西東京市に住民登録をしている  
②40歳以上で入院時に介護保険認定において要介護1以上の認定を受けている  
③紙おむつの持ち込みを禁止している医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている  
④入院期間中に生活保護を受給していない  
□次のいずれかで申請  
●持参 7月12日(月)～30日(金)に下記へ ※(土)・(日)・(祝)を除く  
場 高齢者支援課(田無第二庁舎1階、

防災・保谷保健福祉総合センター1階)  
●郵送 7月12日(月)～31日(土)(消印有効)に〒188-8666市役所高齢者支援課へ

□必要なもの  
①紙おむつ助成金交付申請書  
②紙おむつ助成金振込口座依頼書  
③介護保険被保険者証のコピー  
④振込先の口座が分かるもの(通帳のコピーなど)  
⑤認め印(来庁時のみ)  
⑥病院が発行した領収書のコピー  
※領収書には、対象者氏名・入院期間・病院名・紙おむつ代の金額の記載が必要です。紙おむつ代の記載がないものは不可です。領収書の金額にシーツやパジャマ代などが合算されている場合は、別途病院発行の内訳が必要になります。  
□申請書など 市HP  
※今回の申請受付は、7～10月入院分を11月に予定しています。  
▶高齢者支援課 ☎042-420-2810

### 介護職員初任者研修課程の受講料を助成

介護人材の育成・質の高い介護保険サービスの提供を目的として、介護職員初任者研修課程の受講料を助成します。  
□助成対象 研修に係る受講料・教材費など(上限額5万円まで)  
□対象者 4月1日以後に開講された介護職員初任者研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた方で、次のいずれかに該当する方  
●在住で、市内の介護サービス事業所に介護職員として就業する見込みがある  
●市内の介護サービス事業所に従事している介護職員  
申 令和4年3月31日(休)までに「介護職員初任者研修受講料助成金交付申請書」に必要な書類を添えて〒188-8666市役所高齢者支援課へ郵送または持参(田無第二庁舎1階)  
※詳細はHPまたは下記へ  
▶高齢者支援課 ☎042-420-2810

## 教育

### 受験生チャレンジ支援貸付事業

内 学習塾などの受講料、高校や大学などの受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支援を行います。入学した場合は、申請により返済が免除されます。  
□受講料貸付限度額 中学3年生・高校3年生など 20万円  
□受験料貸付限度額 ●中学3年生など 2万7,400円 ●高校3年生など 8万円  
対 在住世帯の生計の中心者  
※貸付には条件があります。  
□窓口開設日 ●7～10月:(月)・(水)・(金) ●11～翌3月:(月)～(金)  
※(祝)・(休)を除く  
※詳細はお問い合わせください。  
問 西東京市社会福祉協議会 ☎042-497-5073  
▶地域共生課 ☎042-420-2808

## 暮らし

### わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。  
時/場 7月10日(土)午前9時30分～午後0時30分/柳沢公民館